介護職種における技能実習指導員から技能実習生への適切な技能移転のあり方に関する調査研究事業 報 告 書

正誤表

頁		誤	正
P60	1.技能実習生	さらに、十分な指導体制が確立されてい	さらに、十分な指導体制が確立されてい
	を受け入れる	る必要があることから、実習実施者には	る必要があることから、実習実施者(技
	ことができる	開設後3年以上経過していることが要	能実習を行わせる事業所)には開設後3
	施設について	件とされています。	年以上経過していることが要件とされ
	7 行目~		ています。
P61	2.受け入れる	なお、技能実習生が配置される事業所	
	ことができる	(例:デイサービス)と同一敷地内で一	
	技能実習生の	体的に運営されている事業所(例:特別	
	人数について	養護老人ホーム) がある場合は、技能実	(全文削除)
	4 行目~	習指導員は技能実習生が配置されてい	(主人間間)
		る事業所と両方に配置する体制も可能	
		とされています。	
P61	確認!	実習生が配置される事業所 (例:デイサ	
	1 行目~	ービス) と同一敷地内で一体的に運営さ	
		れている事業所 (例:特別養護老人ホー	
		ム)がある場合、技能実習指導員は両方	() () ()
		に配置されていても問題ありませんが、	(全文削除)
		実習生は技能実習計画上、配属されてい	
		る事業所で実習を受けなければなりま	
		せん。	